

令和2年山形村議会第2回定例会

議事日程（第2号）

令和2年6月8日（月曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
10 番 小 林 幸 司 君	11 番 小 出 敏 裕 君
12 番 福 澤 倫 治 君	13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君
企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君	税 務 課 長 篠町通憲 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長 村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君	教 育 次 長 (教育政策課長) 小林好子 君

総務課
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君 書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可となります。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番、春日仁議員、2番、大池俊子議員を指名します。

◎一般質問

○議長（三澤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人40分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いいたします。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位1番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項「ソーシャルディスタンスに伴う『少人数学級対応』への展望」について質問してください。

大月民夫議員。

（7番 大月民夫君 登壇）

○7番（大月民夫君） 議席7番、大月民夫です。新型コロナウイルス感染症が瞬く間に地球上の全土に感染したすさまじさは脅威とともに今後の推移に多大な不安を募らせております。

そんな中で迎えました令和2年第2回定例会の一般質問ですが、行政執行機関が多岐にわたる範囲でコロナ対応策に奮闘いただいております。各議員、それぞれに取り組まれている課題の中で、次期定例会の一般質問に先送りしても猶予のある協議内容は次期に見送っていただくことといたしました。

その結果、質問内容はいずれも新型コロナウイルス感染症関連に集約する形になりましたが、何分にも未曾有の事態であります。健康福祉面はもとより、経済面、雇用・労働面や学校教育現場の課題など、ひいては地域コミュニティに至るまで対応課題は山積しております。

村民の皆さんの不安と心配事が少しでも解消に結びつく議論の展開になる。そんな機会となりますよう、冒頭申し上げ、質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響力は、これまで培われてきました既成概念を

覆す事象が数多くもたらされてきております。長期戦を覚悟しなくてはならないとも言われております。

感染症との幾多の対応の中で、小学校におけますソーシャルディスタンスに伴う授業環境の実態と整備につきまして、行政指針並びに展望をお伺いしたいと思います。

始めに、現状の教室スペースで国の基準に沿ったソーシャルディスタンスを満たす許容人数は何人くらいと想定されておられるか伺いしたいと思います。

次に、ただいまお聞きしました質問事項での許容人数より仮に実態数がオーバーするケースが生じてしまっている場合、その場合に想定されます当面の対処法をお聞かせ願います。

続きまして、新年度に向けてという観点で構いませんが、感染リスク低減を可能とします「少人数学級編制」について検討着手の考え方を伺います。

本来でありましたら、国を挙げての緊急時であります。文科省による教員配置基準の見直しに期待をしたいところですが、それはさておくこととしまして、村費投入による学級担任配置を視野に入れながら、少人数学級対応を図る可能性の有無をお聞かせ願います。

終わりに、衛生管理面で、児童への重点的な取組指導事項をお聞かせいただきたいと思っております。

通告に基づく質問は以上といたします。よろしく願いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） ソーシャルディスタンスに伴う「少人数学級対応」への展望についてお答えをいたします。

質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

1 番目のご質問の「現状の教室スペースでの国の基準に沿ったソーシャルディスタンスを満たす許容人数は何人ぐらいた想定されておられるか」についてお答えをいたします。

5 月 2 2 日現在で文科省から示されております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」によりますと、密閉・密集・密接という 3 つの密を防ぐ「新しい生活様式」として、児童生徒の間隔を可能な限り 2 メートル、最低

でも1メートル空けた座席配置をし、身体的距離を確保することが推奨されております。

また、感染警戒レベルによっても座席配置の間隔が示されており、長野県においては、現在感染レベルは1ですので、児童生徒の座席の間隔は1メートルを目安に、最大限の間隔を取るよう示されております。

これを基本に座席配置をした場合、1教室の許容人数はおよそ40人まで想定できると考えております。

次に2番目のご質問の「許容人数より実態数がオーバーするケースが生じている場合、想定される当面の対処法」についてお答えをいたします。

現在のところ、山形小学校におきましては、実態数が1教室当たりの許容人数を超える状況には至っておりませんが、もし超えることとなった場合については、感染症対策を徹底しても、なお感染リスクが非常に大きいと認められるときは、教室を分けての授業実施や分散登校等も考えていかざるを得ないと思っております。この場合にあっても、地域内の感染状況を見ながら、総合的に判断をしていくことになると考えております。

次に、3番目のご質問の「感染リスク低減を可能とする『少人数学級編制』について、検討着手の考え方」についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、3密を回避するために各クラスの児童数を減らし、「少人数学級編制」ということだと思っておりますけれども、新型コロナウイルスとの闘いについては、長期戦になる覚悟が必要との見方もされており、平常な日常に戻るにはかなりの時間が必要だと言われております。

そのような中で、児童のリスクをできる限り回避し、安全を確保していかなければなりません。

山形小学校の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定により、県の教育委員会が定めた学級編制の基準を標準として行っております。

また、県の信州少人数教育推進事業活用メニュー「小学校30人規模学級編制」によって、県費教職員特別加配がされないときは、原則として村費加配教職員を充てることのできるものとしております。

議員ご提言の「少人数学級」を編制するに当たっては、教員の増員が必要となりますし、さらには、教室の確保も必要になってまいります。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染防止対策を行い、子どもたちの安全を確保しつつ、国、県の動向も注視しながら、財源の確保を含め、長期的視点に立って研究をしてみたいと考えております。

次に4番目のご質問の「衛生管理面での児童への重点的な取組指導事項」についてお答えをいたします。

山形小学校では、授業再開に当たって、健康観察カードの提出、手洗いの徹底、咳エチケット、換気の徹底、身体的距離の確保を取るなどを徹底して指導してきております。

健康観察カードは、家庭で検温して体調を確認し、担任に提出します。また、児童の体温が高いときや体調が悪い場合、ご家庭内で体調の悪い方がいる場合には、登校を控えていただくようにしております。健康観察カードは、毎日担任に提出して管理を行います。

手洗いについては、石鹸を使って丁寧に洗うよう指導し、手洗い中も密にならないように、足形を貼って位置を示しています。

咳エチケットは、マスクの着用を指導しております。

換気につきましては、可能な限り、2方向の窓を開けますし、エアコンの使用時においても換気をいたします。

また、校内の消毒につきましては、学校支援ボランティアの皆様にもご協力をお願いしておりますし、トイレの清掃については、シルバー人材センターに委託をしております。

給食の配膳についても、自分の箸であるマイ箸を持参することや、ご飯、汁物の配膳は、職員が行います。また、全員が1方向を向いて食事をします。

以上のような取組を進め、児童が安心して学校生活を送れるよう引き続き配慮してまいります。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 答弁ありがとうございました。概略は分かりました。

正直申し上げます、今の教室スペースで1メートル間隔で、私はもっと少ないかなと思ったのですが、40人は大丈夫という、そのことに関しては安心はしております。

先般、各世帯にお配りした感染症蔓延防止のため、新しい生活様式という、あの資料が各戸に配られたわけですがけれども、その中に3つの基本事項として、手洗い、マスク着用、そして身体的距離の確保ということが謳われておりました。

学校生活の中で見ますと、手洗いとかマスク着用、これについては子どもさんたちの意識の高揚というか、慣習というか、習慣づけでだんだん子どもさんたち自身が身についてくると思うのですが、身体的な距離というのはまさに大人社会、私どもの責任できちんと環境を整えなければいけないという、そういった問題だと思っておりますので、もう少しだけお話を聞かせてください。

今、長野県は感染観察地域、レベル1ということで1メートル確保。例えば今後においてレベル2とかレベル3の場合は2メートル確保と謳われているのですが、仮に2メートル確保の場合は、今の教室スペースでは何人ぐらいという算定をされておりましたら、お聞かせください。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 国の衛生管理マニュアルで示されている教室の大きさが1教室当たりおよそ68㎡と事例としては示されておまして、その中で1メートルを確保するには許容人数は40人と示されております。

山形小学校におきましては、教室の面積がすべて一定ではなくて、65㎡からおよそ68㎡までという区分がされております。ほぼ国で示しております教室の面積に該当すると思うものですから、許容人数については1メートル確保できる場合は40人と先ほど答弁をさせていただきました。

これが2メートル確保というと、許容人数は40人の半分のおよそ20人になると考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 今後の、第2波、第3波という言われ方をしておりますけれども、仮にレベル2とか3になった場合は、そういうことになると分散登校とか何か、そのときにまた別途の対応を考えるという形で、今時点は理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） どうしても身体的距離を2メートル確保しなければいけないとすれば、分散登校なり、他の教室を求めてということになると思います。

ただ、レベル2、レベル3にあっても推奨身体的距離は2メートル以上と言われておりますけれども、最低でも1メートルという表現もされておりますので、地域の感染状況というのも踏まえて子どもたちの学びの保障という部分も総合的に考えながら学習保障と子どもたちの命・健康を守るということを全体として考えていく必要があ

るかなと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 分かりました。

それで、少人数学級にポイントを移させていただくのですが、現状、山形小学校の場合、たしか6年生で1クラス32名がマックスで、5年生が現状31名、4年生以下は全クラス30人以下というのが、今、実態だと思います。1メートル間隔で40人まで許容あるという話なのですが、いろいろなリスクを想定しますと少人数学級に持っていくことは私は理想と思われまます。

先ほど答弁の中でも、今後に向けてその辺の研究はしていくということなものですからご期待はしているのですけれども、たしか少人数学級については全く違う観点からなのですが、たしか平成29年の新入学児のときだったと思うのですけれども、あのとき村費で1名の担任補充を行って、その後、その辺の今後という形で、たしか本庄村長ともその辺のご意向を聞いたのですが、あのときは低学年では児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行う必要性から村費を投じて学級数を増やしたという経緯。同時に高学年になった場合は集団生活での適正な対応力を養う、そんな意味で30人規模学級、いわゆるマックス35名という解釈をするのですけれども、その範囲内での学級編制にしていくという、そんなお話を記憶しております。

今回、全く別の観点、コロナウイルス感染症という形で、想定外の観点から少人数学級が望まれるという時勢になっております。今後この辺も含めて、少人数学級を長期的には検討していただくと言われたのですけれども、現状の方向性みたいな、思いをもう少しお聞きできればと思うのですが、お願いします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 身体的距離を2メートル以上確保するという面では、教室を少人数で学級を運営していくということが必要になってくるわけですが、現状の中では先ほど答弁をさせていただきましたけれども、先生方の確保ですとか、教室の確保というのがなかなか実態としては厳しい状況にあります。

例えば公民館等に教室を移動しながら、そういった公共施設も使いながら事業展開をしていくなれば、公民館で教室として機能するような備品類の整備ですとか、そういう投資も必要になってきます。

それから、子どもたちの社会力というものが、本当にごくごく小さな集団の中で育っていくことができるのか、それは分からないのですけれども、そういった面から言

うと、国で示している標準規模学級というものがあ程度子どもたちの将来の力をつけていくのに必要な規模だったのかなと考えております。

ただ、子どもたちの命や安全を守るという面では、何らかの密集・密接の環境を排除するという仕組みは必要になってくると思いますけれども、どうしたらそんなことができるのか、財源も含めて、本当に社会全体、国全体で方向性というのを検討していかないと、なかなか一学校設置者の段階で対応をしていくというのは厳しさがある。

そうはいつでも、本当に子どもたちの命はどうするのかとなったときには、声を上げて、全体の中で何らかの方法を取れる仕組み、体制作りというものを国、社会全体で考えていくというところへ持っていければいいかなと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 今後の指針については今の力強いお言葉を頂いたものですから、安心しております。じっくりと、いろいろな要素を考慮しながら、期待しておりますので、お願いします。

学校生活の今後の対応方法、先ほど幾つか言っていたいて、相当細かく指針が示されておるといのは分かりましたので、一安心はしているのですけれども、念のためということで、別の角度から少しお聞かせいただきたいと思ひます。

授業時間を確保しなければいけないといのはかなり厳しい状況にあるわけですが、そんなことで夏休みを当初計画より短縮といのはやむを得ない事態だと思ひられますが、逆に言ひますと、まさに夏本番に先生、子どもたちに頑張っていたかなければいけないわけです。気象庁の長期予報を聞いていますと、今年は猛暑になると。下手するとおとしみたいな猛暑も想定されるという嫌な報道もあるのですが、一応、小学校の空調設備は万全という判断をしてはおりますが、念のためその確認。

それと先ほど少しご答弁の中に入っていたのですけれども、換気などの仕様によっては怖いこともあるものから、その辺のマニュアルなどをいま一度お聞かせいただければと思ひます。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 山形小学校の空調につきましては、前年度に普通教室はすべて設置がされました。特別教室も以前設置していた残りのものも設置済みとなりましたので、教室関係につきましてはすべて空調の対応が可能という環境施設整備になっております。

それから、山形小学校の換気につきましては、平成17年代にシックハウスの関係

で過敏症の児童がいるということで大規模改造の時点で教室に24時間換気の施設を整備しております。

これにこだわらずに、換気につきましては、基本は30分に1回は空気の入れ換えをする。少なくとも授業が終わった段階では必ずやるということで、対応をしていく予定にしております。

空調をかけながらということで、効率が悪くなるわけですがどれも、密閉の環境を防ぐということで、そんな対応をしていく予定にしております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 分かりました。

特に通告していなくて悪いのですが、夏場に向けてということで、ふれあい児童館の改修工事の進捗状況はいかがでございますか。

○議長（三澤一男君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 子育て支援課の空調ですけれども、現在のところ設計に入っております、できるだけ早くということになりますが、工事も含めると、夏に少し遅れ込むかなというところが今懸念されております。そういう場合は、代替でポータブルの空調等を入れながら対応したいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） ある意味では非常事態というか、本来なら、夏休みの過酷な時代でございますので、何とかできるだけ前倒しできるようご努力いただきたいと思っております。

もう1個の事業の今後に向けてお伺いしたいのですが、飛沫感染とか濃厚接触という観点からの対応策として問題になっていきますのが体育の授業、それから音楽の授業、この進め方がちょっと気になるところです。

教育委員会としての指針、もしくは文科省からのマニュアルみたいな、そんな通達がありましたら、概略だけで結構です。お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 文科省からは体育の授業はマスクを外してもいいですよ。ただし、密接な状況が生まれるような体育の授業はできるだけ後ろへ回してください、延ばせるものは延ばしてくださいということを言われています。

音楽についても同じように大きな声を出して歌うことといったものは当面避けていただいて、後ろへ授業を延ばしてほしいという、文科省としてはそういった考え方が

示されております。

ただ、対応として具体的にいつまで後ろへ延ばすかとか、授業時間、単元をどう確保するかというところから言うと、何らかの対応策が取れば、それで授業を進められる方法というか仕組みも一緒に併せて考えていかないと、状況がいいですよというところまで本当に延ばせるのかどうかというのが心配なところであります。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） いろいろと問題ありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしましても、現状、コロナに関してなのですけれども、確固たる効果を發揮する治療薬がまだ確定していない点、また感染予防のワクチン開発が急ピッチで進められているという話は聞いているのですが、それが広く行きわたるにはまだまだ相当数の年月がかかりそうです。そして何よりも感染したことを自覚しない、無症状の感染者比率が高いことがこのウイルスの脅威度を増長していると言えそうです。

そこで、第2波、もしくは第3波へのシミュレーションという観点で1点だけお願ひしたいと思います。

この質問は、かなり広い見地なものですから、もしかしたら当村独自の判断による推進は困難と言われてしまうかもしれないのですが、第1波の対応策を検証しながら、今後の対応、広域的でも構いませんが、シミュレーションはしておいていただくという意味でお聞きいただき、所見をお聞かせいただきたいのですが、仮に小学校で児童、教員、もしくは関係職員さんの中で感染者が発生したという場合を想定しまして、多分これまでの対応手法では多分直ちに、全面的に一斉休校となろうかと思えます。もちろん感染の規模にもよるのですけれども。

ただ今日本中の風潮というか、国民の思いというのは、こういった場合には即座に児童、教員、それから関係者全員のPCR検査の実施によって、感染者を隔離する、それを優先すべきという、そういう考えに大分シフトしてきているような気が、私個人的にはしております。その要因の1つとして、唾液による検査が可能になったということも後押しをしているようです。

現場を預かる立場から、政府への提言というのは大げさなのですけれども、こういった事態、隔離すれば一時的な休校で済むということもあるものですから、その辺の考えをもしお聞かせいただければありがたいなと思っております。お願ひします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 児童とか職員が感染した場合は休業措置を取ります。保健所等の指導を得ながら学校内の消毒も入っていきますものですから、どうしても休業の措置は取らざるを得ないかなと思っています。

今、大月議員からご提言いただきました件につきましては、国の動向等を踏まえて、そういった対応によって休業が短縮されて子どもの学びを保障できるということであれば、国全体の動向を見ながら、後れないように対応していきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） よろしくお願ひします。できれば、山形村から声を大きく上げていただきたいということを申し上げておきます。

時間もあれですので、まとめに入ります。

実は、2、3日前なのですけれども、教員OBの方から学校の先生方を気遣いまして、こんな声が寄せられておりました。

学校の先生方は英語学習の指導力を求められるようになり、なお高レベルなIT対応能力も必須事項となってきました。その上にコロナウイルスの一斉休校のあおりを受けた、今後の学習教育の推進力が問われることになり、さらに児童一人ひとりの健康管理の見守りも重責となっております。心身共に先生方にのしかかる負担は想像を絶します。

行政としましても、教育委員会としても最大限のバックアップ体制を具体的に示していただいて、児童のみならず先生方にも寄り添った対応をお願いしたい。要約しますとそんなようなメッセージを拝聴させていただきました。学校の先生のOBの方なのですけれども、そんなご意見を私は携わってきているものですから、こういったお声に対してご所見を一言頂ければと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今回の新型コロナウイルスの対応ということで、長い間の休業措置だったのですけれども、この間、先生方それから保護者の皆様方に本当にご協力を頂いて、休業し、子どもたちの様子を見ていただいたということで、本当に感謝を申し上げるところでございます。

先生方につきましては、新しい学習指導要領の中で、幾つか先生方に求められる資質や能力というものが示されております。教育委員会としましても校長先生を通じて、もし何か教育委員会でできること、教育委員会が先生方に対してできることがあれば積極的に伝えてほしいと。できる限りのことは教育委員会としても考えていきたいと

いうことはお伝えをしておりますけれども、じゃあ具体的にどんなことがというのはまだ、ICTの関係で若干は出てきていますが、具体的にまだ学校からこういうことということは示されておられませんけれども、出てくれば最善の努力をしていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） どうもありがとうございました。

教育現場では子どもたちにとりましては格差を生じさせない対応というのが大前提になります。今後の動向によりましては、オンライン授業の導入も視野に入れる必要性も否定できません。後ほどご議論が予定されておりますが、格差という形のその辺の細心の心配りをさせていただきますよう、私からお願いをしておきます。

最後に、学校現場の先生方には、柳生校長先生を中心に連携をなお一層深めていただいて、この難局を乗り切っていただきますよう、謹んでお願い申し上げまして、私の本日の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 質問終了でよろしいですね。

○7番（大月民夫君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 百 瀬 章 君

○議長（三澤一男君） 質問順位2番、百瀬章議員の質問を行います。

百瀬章議員、質問事項「新型コロナウイルス感染症がもたらす諸課題への対応は」について質問してください。

百瀬章議員。

（8番 百瀬 章君 登壇）

○8番（百瀬 章君） 議席番号8番、百瀬章です。次のことについて質問いたしたいと思っております。

質問事項1「新型コロナウイルス感染症がもたらす諸課題への対応は」。

緊急事態宣言が4月7日に7都道府県に発出され、4月16日に全国に広げられました。それが延長されましたが長野県を含む39県は5月14日に、残りの都道府県も25日までに解除となりました。

村内においては5月28日現在、罹患者は確認されていませんが、直近3カ月にお

いて飲食店などは、時間短縮や休業、あるいは営業していても、稼ぎ時のゴールデンウィークなどに外出自粛により極端に客が減ったため、大きく売上げを落としています。

各種の会合やイベントも次々と中止が決定され、防疫が優先された結果、村内においても経済面をはじめ、多くの課題の対応に迫られています。また、この先も想定を超える様々な影響が出てくることが予想されます。

したがって、これからは第2波に備えつつ、日常を取り戻すための柔軟かつ手厚い施策の速やかな執行が求められます。

そこで、下記について質問します。

1. 村内に拠点を置く飲食店の売上げの減少率及び時間短縮営業や臨時休業などの実態把握はされていますか。

2. スカイランドきよみずの指定管理者であるドリームホテルは宿泊施設や飲食店を多く経営していますが、今後の当村での運営への影響は、この新型コロナウイルス感染症によってありますでしょうか。

3. 村職員の分散出勤におけるデメリットはないですか。特に窓口対応において、受付を担当する職員の本来の業務ができていましたか。

4. 山形村制度資金の利子補てんは考えていますか。

5. 今後、第2波の新型コロナウイルス感染症の流行が来たときの対応は検討されていますか。

6. 松本保健所管内で最初に罹患者が出たとき、村民があたかもその特定者であるようなデマが流れ、多くの不利益を被ったことを取り上げて、テレビ及び新聞で被害状況や人権侵害などについて3カ月近くたった後も特集されました。このような事態に対して、村は村民を守る手段を考えていますか。

7. 小学校並びに中学校の授業の遅れに対する対応策は考えていますか。また、9月入学が知事会で提案され、国も幾つかのパターンを示すなど、各方面で論議されていますが、村長の考えをお聞きします。

8. 災害時の避難所は3密状態になると考えられ、国は4月7日付で全国の自治体に避難所での新型コロナ対策を徹底するよう通知文書を出し、それを受けて県は「避難所運営マニュアル」の5月中の改定を目指し、作業に入りました。

コロナ禍における避難所運営という想定していなかったことに対応するため、防災計画にこのことを加える考えはありますか。

9. 今年の山形じゃんずらは中止が決定しています。この予算をはじめ、その他の新型コロナウイルス感染症により執行できない予算などを組み替えて経済的影響への対策、特に村内の商工業者や収入が極端に減った家庭への給付など、第2弾の村としての支援の一部に回す考えはありますか。

以上です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬章議員の質問にお答えをいたします。

「新型コロナウイルス感染症がもたらす諸課題への対応は」のご質問であります。

まず1番目の質問でございます「村内に拠点を置く飲食店の売上げの減少率及び時短営業や臨時休業などの実態把握はしましたか」ということですが、村内の飲食店の状況につきましては、山形村商工会が4月に村内の状況を調査しております。村としましては、この調査結果を基にそれぞれ実態の把握をさせていただいております。

次に2番目のご質問の「スカイランドきよみずの指定管理者であるドリームホテルの運営への影響はありますか」という件ですが、株式会社ドリームホテルは塩尻市や安曇野市、大町市で旅館・ホテルを運営しているほか、松本市などで飲食業を経営しております。

同社に確認したところ、ビジネスホテルについては4月下旬から5月の連休まで休業とし、それ以降は営業を再開しているようであります。旅館につきましては、一部を除き6月から再開をしております。また、飲食店については、緊急事態宣言後の5月中旬まで部分休業をしつつ、テイクアウトによる営業を行っているようであります。

スカイランドきよみずの運営については、空調工事が予定より早く進んでいることもあり、当初は7月末までとしていた休業予定を早めて7月3日から営業を再開する予定で準備を進めているところでございます。

次に3番目のご質問の「村職員の分散出勤におけるデメリットはないか。受付を担当する職員の本来の業務ができていたか」というご質問ですが、山形村では、職場での集団感染の防止などを目的に振替等の勤務編制を行いました。

課ごとに業務の内容や職員数などが異なりますので、週休日の振替勤務や交替勤務、時差出勤等を課ごとあるいは係ごとに勤務形態を決めて行っております。窓口での対応を含め各課とも業務の支障とならないよう、それぞれ工夫をしながら分散しての勤

務を行いました。

次に4番目のご質問の「山形村制度資金の利子補てんは考えていますか」という件ではありますが、山形村制度資金は、村内の商工業振興のため設置されている融資制度であります。ご質問の利子補てんについてですが、現在の制度資金への利子補てんは行っておりません。

利子補てんは、数年間継続して財政負担が伴うものでありますので、当村の財政事情や事業者のニーズ等を把握した上で、預託先の金融機関等と制度の拡充が図れるかなど、現在具体的な検討を行っているところであります。

次に5番目のご質問の「今後、第2波の新型コロナウイルス感染症の流行が来たときの対応は検討しているか」という件ではありますが、緊急事態宣言の解除後、人の移動も多くなり、経済活動が再び動き出した中、北九州市が新型コロナウイルス感染症の第2波の真っ只中であるとの報道もありました。この第2波が全国各地に拡大することも考えられ、十分に警戒する必要があると思います。

第2波により県内で感染者が再び増えたとしても、外出を減らすこと、マスクの着用、こまめな手や指の消毒等、今までどおりの対策を行っていくことや新しい生活様式への移行に向けて周知し定着を図ることが重要だと考えております。

また、村としましてはマスクや消毒液、避難所用の間仕切り等の備品の充実を図っているところでございます。

次に6番目のご質問の「デマなどにより不利益を被ったり、人権侵害となるような事態に対し、村は村民を守る手段を考えていますか」というご質問ではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進み、松本保健所管内で感染者が発生する中、多くの憶測、デマが流れました。

こういったデマなどは、感染への不安感からくるものであり、事実関係の確認をしていない不確かな情報をうわさ程度という軽い気持ちで、SNSなどから簡単に情報発信ができてしまうことも人権侵害や風評被害の原因になっていると思います。

感染した方やそのご家族等に対する差別や偏見、誹謗中傷等の人権侵害は、法的な規制の強化も含め情報化社会の新たな課題だと思えます。

行政が今現在直接、個人やSNSでのデマを取り締まることはできませんので、村民の皆様に対しては、デマや不適切な個人情報を受け取った場合でも、その情報を広めることはせず、国や県、村が発信する正確な情報に基づいた冷静な対応をお願いしていくほかはないと思っております。

次に7番目のご質問の「小学校及び中学校の授業の遅れに対する対応の考え方」でありますが、授業の遅れについては、過去に例のない事例でありますので、授業時間を確保するため、夏休みの短縮・土曜日の授業の工夫をしていただくことも必要になってくると思います。

9月入学については、欧米各国と卒入学時期を合わせ、教育のグローバル化が推進され、真冬の受験期による感染症や大雪等による交通障害の回避などのメリットがあると思います。

来年度の9月入学については、既に、与野党間の中で主流となっている考え方のおり、新型コロナウイルスへの対応に大変な中で、社会的に大きな変革を行うこととなりますので、現実的には準備ができない状況だと思います。

今後、学校現場や企業、また国家予算の会計年度との調整など、教育の根幹に関わる改革でありますので、時間をかけて十分な検討が必要になると思います。

次に8番目の質問事項「感染症拡大下での避難所運営について地域防災計画に加える考えがあるか」というご質問でありますが、地域防災計画の中に保健衛生、感染症予防活動について定められている記述がございますが、ここでいう感染症は災害時に不衛生環境が原因で発生する感染症のことを指しており、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のような新たに発生する感染症を想定したものではございません。新型コロナウイルス感染症等が蔓延する中で被災することも考えられるため、地域防災計画への反映も今後検討していきたいと思います。

次に9番目のご質問の「新型コロナウイルス感染症の影響により執行できない事業費を村の第2弾の支援対策事業に回す考えはないか」というご質問でありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ほとんどすべての産業に大きな影響が及んでおります。感染拡大がどのように終息していくか先が見えない状況であります。

過日の国や県の第2次の補正予算による事業の内容も確認し、今後の村の独自の支援策については、庁内の担当部署での実態調査や関係機関などの意見を聞き、十分な情報収集をしながら、どのような施策が有効か検討する予定であります。また、議員各位にも広い視野でのご意見やご提言を頂ければありがたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） それでは1番の質問について、先日新型コロナウイルス対策関連事業の村内飲食店業者への特別支援臨時給付金について、申請件数等をお伺いしま

したが、これが6月30日まで申請が延長されているということで、前回は合計32事業者でありましたが、今後どのぐらい見込んでおられますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 今後の見込みについてお答えさせていただきます。

補正予算の段階では450万円ということで45事業所分の予算を計上してございますので、村内で飲食店をやられている業者の皆さんについては、ほぼ申請を頂いております。

しかし、まだ我々が知らない方が中にはいらっしゃると思います。中には村内にお住いの方で村外で事業をされている方もいらっしゃるものですから、そういった方の申請も見込んで、まだ申請が来ないものですから延長と、そういった内容の計上とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 村外でされている小規模な事業者の方はこういったものを村が出していることを知らない、あるいは該当しないと思っている方もいるのかもしれませんが、そういったところへの周知方法等はどうなっていますか。

○議長（三澤一男君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 周知につきましては、当初この制度を始めた段階で村のホームページ、あと広報にも載せてございます。

ただ、そういったところでも、見られない方、知らない方、いらっしゃるものから、今やっているのが飲食店の皆さんにこちらから働きかけをして、知らない方、こういった制度があるということで知らせてもらう取組をさせてもらっています。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 分かりました。ぜひ取りこぼしのないように、あと13件分の予算があるということなので、しっかり対応をお願いしたいと思います。

それでは2番目、スカイランドきよみずに対して、エアコンの工事が早まって7月3日に再開できるということですが、ドリームホテルそのものの財務内容について打合せはされておりますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） スカイランドきよみずの工事の打合せ等のときに、直接ドリームホテルにお話をする機会があるわけですが、本体の財務状況等についての聞き取りといったようなことはしてはございませんが、この先のスカイランドきよみずの

運営について、どういった方針であるかといったようなことについては、村と協議等を行っているところであります。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） リサーチ会社によりますと、6月3日現在、全国でコロナウイルス感染症関連の倒産が210件、長野県では6件で、負債総額は41億円というメディア発表がありました。

あらゆる観光関連、宿泊関連、飲食店関連の経営状況は悪化しているわけでありまして、その財務状況に触れても、あまり深掘りはできないのですが、どのようになっていますかという打合せはぜひしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員にご心配いただいております、特にレジャー産業については本当に壊滅的と言っていいほどの影響を受けているというのが現状でありますし、ドリームホテルさんの経理の細かいところについて大変心配をしているところでありますけれども、立場上あまりそちらの経営のことも深く聞くわけにもいきませんので、雰囲気というか、そういったことで伺っておりますが、本当に苦しいということは感じております。

この夏にどれぐらい回復してくるかというところにかけているわけでありましてけれども、決して楽観的な状況では進まないだろうということは覚悟しなければいけないと感じております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） なかなか聞きにくいことであるということはこちらも推測できます。したがって、村としても誘客のためのバックアップ手段、特に昨年の2019年度のスカイランドの誘客、いわゆるどちらから来たかというのを見ますと、やっぱり東京圏並びに関西圏の観光客が3分の1程度を占めている。この方たちがさらに6月19日以降、県外をまたいで動いてもいいですよというような、もちろん感染防止の策を取った上でということになりますけれども、その辺に対して村も積極的にスカイランドきよみずを使用できるように、6月いっぱい使用できるクーポン券もありましたが、当然開いていない中では使用できないのですが、この辺のクーポン券、冬場はやっておりますけれども、それを発行して、村民にも利用していただきたいと思いますが、冬場だけでなくスカイランドきよみずを盛り上げるためのクーポン券等は検討されるお考えはありますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 村として誘客に向けてのバックアップ体制ということでご質問を頂いたわけでありますが、これまでと同様に、3月までのドリームホテルさんに代わる以前と変わらず、そういったことはしていきたいと思いますし、現在村では営業再開に向けての広報等でご案内をしていくといったことを考えているところでもあります。

クーポン券につきましては、これまでと同様な形での補助金みたいな形での村民への誘客といったようなことで考えているところでもあります。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） ぜひお願いします。

ある有名なリゾート会社の社長は、元に戻るのに18カ月かかるであろうと。その間はマイクロツーリズム、いわゆる1時間以内で車等々で移動できる人たちを呼び込む施策、計画、そういったものを充実したいと。それには今までどおりのことをやっていたのではいけないので、工夫が必要だということを語っておりました。この辺もドリームホテルにいろいろ提案しながら、指示はできないと思いますが、村も側面からバックアップしていただきたいと思います。

それから3番目の質問についてです。あまり分散して出勤してもデメリットはなかったということではありますが、さらにこれを機会に全国的にはテレワークというのは進んでおります。テレワークをすぐに導入するというわけではないのですが、事務負担の一部として、ぜひAIを活用できるような研究をしていただきたいと思います。

企画振興課は今は定額給付金の処理で目いっぱいだと思いますが、ぜひその辺も時間が空きましたら誰かAIについて考えて、少しでも事務負担を減らすということを検討していただきたいのですが、どう考えますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 今回のコロナ関係で被害が広がり、こういった時差出勤等を検討する中で、どの程度のテレワークというのが、私どもの業務の中でできるのかといったものの研究は既にしております。

ただ、やはり個人情報ですとかそういったものが非常に担保しなければいけない部分があったりですとか、あと、情報の関係のセキュリティが強い分野になってしまうものですから、なかなかできるものが少ないといったのが現状だと思います。

一応、私どものシステム関係は（株）電算にお願いをしておりますので、（株）電算ではどんなことができるのかといった提案をしてくれというところまでは話をしてござ

います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） テレワークにすぐ移行するのは難しいと思いますが、AIを活用して窓口でもし担当がいなくても、要望されたことを入力するだけで、その返答ができるというようなことでも、まずは業務がスムーズに進んでいくと思うのですが、そういったことも研究はされていますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） AIの導入はまだ検討に入っておりませんが、どの程度のボリューム、金銭的な部分ですとか、国の補助等々にどんなものがあるかといった研究はこれから進めさせてもらえればと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 大変な時期ではありますが、研究を進めていただきたいと思います。

それから4番について、制度資金の利子補てんですが、松本市は利子1.6%に対し、0.8%を補給し、さらに2年間はプラス0.8%、実質2年間は利子がゼロという方針を打ち出しております。

それから安曇野市も、運転資金や設備資金として、最大4,000万円の融資を貸付期間10年以内で、最初の2年間は市からの利子補給により実質無利子で借りられます。安曇野市は当初は飲食業が多かったのですが、製造業や建設業からの申請も出始めているということです。

都市と村では、財政規模が違いますので単純に比較はできませんが、安曇野市のこの希望額は34億円を超えると報道されています。ぜひ山形村も、市と村の違いはありますが、利子補てん、この辺を金融機関と相談していただいて、考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 利子補てんについてですけれども、財政規模も大分違う、そして事業所のある数も大分違うということでもあります。市町村によってかなり状況は違いますので、山形村である既存のもの、既存の制度資金がどんなふうこれから活用できるのかですとか、また我々の財政規模で新たにこんな制度資金が可能なのかどうかということも含めて、今後検討させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） かなり要望的な部分が強いのですが、ぜひそういったことにも近隣市町村の動向をにらんで研究していただきたいと思います。

それから5番の第2波の流行ということですが、現在あるコロナウイルス感染症対策本部、これは当面の間継続されるおつもりでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく対策本部というのは緊急事態宣言が解除された時点で速やかに廃止をするということで法で謳われております。県についても同様でありまして、村としましては、法に基づく対策本部は県に合わせてという形にしているところではありますが、県がまだそれが続いているという状況でありますので、基本的には村としましては法に基づく対策本部といったものは県の廃止等に合わせていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 分かりました。

それでは6番、この方は大分デマ被害で、ご自分で新聞広告を2紙に出されて、結構お金がかかったと。それから企業の運営にも支障が出るぐらいの電話がかかってきたといったことがありますので、ぜひデマは流さないというようなことでも、村のホームページ等々で発信できないものでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） デマ等につきましては、村長が申し上げましたとおり、正確な情報に基づいた冷静な判断をしていただきたいということを、ホームページ、それから広報等をお願いをしてきているところではありますが、この後も引き続き、そのような形で、人権という面からもそういったことを、広報、ホームページで行っていききたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） デマを流した本人は特定されたのですが、不起訴になったという報道がありました。

皆さん気楽にデマを流すような風潮が昨今、あるいはヘイトスピーチを書き込むというようなことがあります。ぜひ村としても人権侵害という面であらゆる角度から検討していただきたいと思います。

それでは7番、小学6年生、中学3年生を除き、その他の学年はこの3カ月の遅れを複数年にわたって授業時間の不足を解消していくという案も出ていますが、これに

ついて当村はどう考えていますか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 文科省はそういった考えを示して、過度に教職員が子どもたちに詰め込みの負担感、授業実施の負担感をなくすようにということは考え方が出されております。ただ、これは前提としてあらゆる努力をして、授業時数を確保する努力をしてもなおかつ授業時数に不足が生ずる場合は2カ年にわたって調整ができると言われております。

山形村におきましては、現時点ではできる限り、今年度中に国で示されております1,015時間という授業時数を確保できるような対応をしていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 分かりました。

8番は検討されるということなので、9番に移りたいと思います。

例えば、飯島町などは飯島町くらし復興券というプレミアム商品券、これは5,000円で売って、1万円町内の店舗で使える。その差額の5,000円は町が負担しますというものを発行しておりますし、筑北の村議会としてもプレミアム商品券の補正予算を組みたいということを言っております。

こういったことについて、現場の声を聞いたのですが、特に飲食店へのこの10万円だけでは、非常にありがたいのだけれども、満足するものではない。あるいは商工会が中心となって数店舗で自前でプレミアム商品券、前売り券、1,000円が11枚で1万円、1,000円はプレミアムとして飲食店が持っております。こういったものをやっているところへの補助、あるいはテイクアウトの弁当、これもとても原価的に考えれば合うものではない。でもやらざるを得ない。従業員を働かせなければいけないということがあります。その辺をもうちょっと掘り下げて研究していただいて、そのプレミアム商品券がすなわち即座にいいというわけではないのですが、こういうことをやり始めている自治体が幾つもある。

また、県はそういうものを発行するときは補助しますということも言っていますので、6月の議会で補正予算が通ったらの話ですが、近隣あるいは県内の大きな流れとして、昨年は限定されたプレミアム商品券でしたが、今年は飲食店並びにほかの工業関係の方への手助けの一環としてのプレミアム商品券を出すようなことを考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） プレミアム商品券の件でございますけれども、近隣でそういった動きが出てきております。先ほどお話にもありました飯島町につきましては、半分のプレミアム率ということでお話を聞いたときには驚いたのですが、山形村の村民にとってこの商品券事業が村民益になるかどうかということを十分見極めた上で、あとこれから出てくる見込みであります県の補助体制、給付体制なども考えながら、こちらでも進めていきたいと考えておりますので、お願いします。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） どうしても山形村の対応が全般に遅いと感じている村民も多いようですので、もしやるとなったら前向きにやっていただきたいと思います。

時間もないようなのでまとめます。

松川村と安曇野市は水道基本料を給水者全戸に免除するという事も出ていますので検討していただきたいと思います。

それからエコノミストは実質GDPが直近ピークの2019年7月から9月の水準に戻るまで日本経済は全治2年半と指摘しています。これに対応して村としても息の長い手厚い施策をしていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員、質問はよろしいですか。答弁はよろしいですね。

○8番（百瀬 章君） はい。要望です。

○議長（三澤一男君） 以上で、百瀬章議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で30分まで休憩。

（午前10時17分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時30分）

◇ 大池俊子君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位3番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項「新型コロナウイルス感染症に対する支援策について」についてを質問してください。

大池俊子議員。

(2番 大池俊子君 登壇)

○2番(大池俊子君) 議席番号2番、大池俊子です。今日は皆さんと同じように新型コロナウイルス感染症に対する支援策についての質問をしたいと思います。

人類は太古から天然痘やペストなど恐ろしい感染症で甚大な犠牲を強いられてきました。今でも毎年インフルエンザは季節的流行を繰り返しています。

1981年からエイズウイルスは3,000万人前後の犠牲を生んでいます。しかし、今回の新型コロナウイルスのようなパンデミックが発生してから、これほどのスピードで全世界に拡散することをどれほど想定していたのでしょうか。

日本でも4月7日に7都府県(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)を対象に「緊急事態宣言」が発令され、同16日には全都道府県に拡大されました。5月4日には期限を当初の5月6日から5月末まで延長しました。

大都市部を中心に医療崩壊の危機が迫る中で、医療関係者が最前線で献身的な努力を続けています。中小企業、個人事業主、フリーランスの経営、非正規労働者の雇用、学生の就学、高齢者や障がい者など社会的弱者の命と暮らしが一挙に危機的な事態となりました。

山形村においても4月9日より公共施設の全面休止により、生活弱者にとって様々な面において不都合が生じていると感じています。

緊急事態宣言は5月25日に全面解除されましたが、新型コロナウイルスは絶滅せず存在し「長丁場での対応」、感染症拡大を予防する「新しい生活様式」「コロナ時代の新たな日常」が提起されています。

そこで質問します。

いちいの里のお風呂が全面休止になりましたが、そのことにより独り暮らしでお風呂のない方など途方に暮れてしまいました。民生委員や保健師による訪問や電話がけでの状況の調査など、どうされましたか。そしてその結果はどうだったのでしょうか。

緊急事態時の風呂の使い方、分散利用、いちいの里デイサービス終了後の入浴など、今後に備えて考えてはどうでしょうか。

2つ目に、毎月行われていた地域でのサロンや介護予防・認知症予防事業などが休止となり、孤立が考えられます。そのフォローはどのように考えましたか。これはフレイル防止策なども含めてです。

3つ目に、新型コロナ感染症による失業などで、新たな生活保護申請は生じたか。生活福祉資金などの利用状況はどうでしょうか。

4つ目に、「新しい生活様式」「コロナ時代の新たな日常」を迎えての村長の新たな村づくりの構想は、構えはどうでしょうか。

以上を質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員の質問にお答えをいたします。「新型コロナウイルス感染症に対する支援策について」のご質問であります。

まず、1番目のご質問の「いちいの里の一般入浴の休止に伴う状況調査と緊急事態時の風呂の使い方について」であります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により、介護予防事業が全面的に中止となりました。

その際に介護予防事業等に関わりのある方については、入浴に限らず、生活全般についての相談等を保健師や保健福祉課職員が訪問や電話で行っていました。様々な生活環境の方がいますが、その中で入浴に関する相談については、個別に対応をさせていただきました。

緊急事態時の入浴サービスの対応についてであります。今回のように感染症拡大防止のための外出制限の場合には、感染症の拡大防止のための行動が優先されるかと思しますので、そのときの状況により対応を検討したいと思います。

また、いちいの里デイサービスの業務終了後の浴室の利用についてですが、今回の感染症の拡大を受けて、クラスター対策として各介護事業所では利用者の選定や場合によっては利用の休止を求めています。今現在も引き続きそのような対応をしている事業所もあります。そのような中で介護保険事業所である社会福祉協議会に対し、浴室の開放を求めることは現実的ではないと考えます。

次に2番目のご質問の「介護予防・認知症予防事業休止に伴うフォローについて」であります。民生委員さんに関しては、県から訪問を控えるよう要請があったため、必要な方については電話により対応をしていただいたところであります。

保健福祉課で行っている介護予防事業利用の方については、4月上旬までは職員が訪問して現状の確認を行っておりました。その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が出され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に変更されてからは、訪問を控えておりました。その代替として、介護予防やフレイル予防に関するチラシなどを同封して

個別に郵送をしておりました。

なお、6月からは一部を除く介護予防事業を再開しております。

次に3番目のご質問の「生活保護の申請と生活福祉資金等の利用状況について」ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による新規の生活保護の申請はございませんでした。申請や相談は数件ございましたが、直接の関係はないものと承知しております。松本保健福祉事務所管内にある東筑摩郡内でも同様で、新型コロナウイルス感染症の影響で新規の生活保護受給者は増にはなっていないということでございます。

生活福祉資金等の利用件数であります。社会福祉協議会に確認したところ5月末現在で緊急小口資金は11件、総合支援資金は4件となっております。直近では、現在も相談者はいるようであります。

次に4番目のご質問の「新しい生活様式、コロナ時代の新たな日常を迎えた新たな村づくりの構想は」についてでございますが、今後コロナと共存していくということを考えれば、山形村は、首都圏のような人口密集の地区ではございませんので、3密を避ける生活も可能であります。

ポストコロナの時代は、大都市集中を避けた田園都市の時代になると予測する識者の方もおられます。山形村の村づくりの今後の重要施策となってまいります人口増加策の1つとして、農村移住や田園回帰の促進を進めることも重要な行政の課題になってくると考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 1つ目の質問ですが、先ほど、社協のいちいのデイサービスの利用などは不可能と言われたのですが、このところでコロナがデリバも全く駄目だと思っておりますが、この間、いちいの里閉鎖で村外へ行かれた高齢者の方もいます。そういう方のことを考えれば、この村の中でそういう対応ができる状態にしたほうが、いろいろな危険、感染リスクが低いと考えますが、そういう点でどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ただいまの入浴の関係でありますけれども、どうしてもコロナウイルスの感染という部分で、今回についてはかなり慎重な対応ということで、させていただいたところであります。

3カ月間入館できないということで、これまでこれだけの長期間にわたって利用で

きなかったというのはなかったのかなと思います。何回かそういった入浴の関係でお話しいただいたところなのですけれども、今後につきましては今回については域外サービスの利用者について非常に困っている方に特化して社会福祉協議会で、建部の里で入浴をお一人の方をお願いしたという経緯があります。

今後、どの範囲でそういった方を確認するかというのは非常に難しいところであります。民生委員さんを通じてというところもありますし、なかなか個人からそういうことを言ってこられるということはないと思いますので、今後また休館せざるを得ないとなった場合については、そういった民生委員さんを通じてということも考えておりますし、例えばずっと休館にしてしまうのではなく、1週間に一遍、一般入浴を開館したりとか、10日に一遍開館するとか、そういったことを考えた中で、比較的多くの方の対応をしていければと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 今、毎日でなくても分散でということだと思うのですが、今まで大勢の方がいちいの里を利用しながら高齢者の中にはそこで仲間作りができていて、お昼を持ちながら、そこで一日を過ごすという方もかなりいました。

そういう方が今度6月1日からまた開放されて、おにぎりを持ってお風呂へ行かれたのですが、やっぱり飲食は駄目ということで、非常にショックを受けながらお風呂だけ入って帰ってきたという話もお聞きしていますし、閉館された時点で村外の方は対象外にしても村内でそこで本当に仲間作りや自分の体力維持をやっていた高齢者に対しての配慮を、先ほどの分散というところからも考えていただいて、私自身もこの経験からいろいろ考えたのですが、建部の里は本当に緊急だったものですから、人もあまり把握できなかったというのもあると思うのですが、そのところももうちょっと聞き取りなどを広げていけば、複数の人の利用もできたのかなというのを感じています。

それからお風呂に関しては、例えば一部落ごとに交代でやっても6日間かかって、1週間に1回は入れるという状態になります。

お風呂というのは健康維持のためにも非常に大切なものだと思いますので、その点、先ほど分散と言われましたが、今後に向けてもっと具体的に考えられたら、お願いします。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 議員言われることは分かるのですけれども、今はどち

らかという皆さんの気持ちの中で一段落してしまっている状況になっていると思うのです。これまでかなり警戒心が強かったと思うのですけれども、だんだんとそれが薄れているのかなというところがございます。

どうしても公の施設ということでもありますので、これまでも、そこに感染者が入浴されるとか、そこから広がってしまうとか、そういうことを非常に警戒していた部分でございます。

今後、先ほど日数により一部開放というようなお話をさせていただきました。そうすればある程度の人数は対応できるのではないかと考えておりますし、飲食のお話があったのですけれども、この1日から開館してはおりますけれども、食べることについては禁止ということをお願いをさせていただいているところであります。

入浴ということもありますので、水分補給をやめてくださいということとはなかなか言えませんので、そちらについてはOKということを実施しているのですけれども、食べる部分については最低でも6月30日まではそういう形で実施していこうと考えております。

ですので、今後、本当は閉館になるような状況にならなければいいのですけれども、なった場合については柔軟的に考えていくということをお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 1つ目の質問でもう1つ、お風呂が6月1日から開放されて、違う入浴施設では例えば10人ごとに入って間隔を空けてというようなことを、結構みんなやりながら、人数が固まらない時間に工夫しながら行っている方もいるのですが、いちいの里についてはそういう3密の確保というところから、そういう配慮をされたほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 受付の段階で、これまでは券を頂いたりとか、お金を頂いて、そのまま入館という形だったので、今はお体の状況を確認させていただいたりとか、頻繁に来館される方については入浴カードをお配りしているという状況でありますので、その際に今、受付に必ず職員とかシルバーさんがいる状況になっていますので、混雑が見込まれている状況になっているときは、しばらく様子を見て、フロアでちょっと休んでいただいて、入浴をお願いするというのも行っております。

なかなか中までのぞきに行くというわけにはいかないものですから、受付の段階で

そのようなお願いをしているということでございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） それでは2つ目の質問に入りますが、フレイル予防策で、地域サロンや介護予防その他などがいろいろ中止されているのですが、今後一番大事なことは、コロナが終わったらみんな寝たきり、要介護の状態になってしまったというのを防がなければいけないと思うのですが、まだサロンもぼちぼちで始まっていませんが非常に大事な位置づけと私は考えていますが、今後の計画とか予定など、どのように立てていかれるか、ありましたらお願いします。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 介護予防事業についても、3カ月ほど中断させていただいたところであります。

その間、初めのころは先ほども答弁にあったように直接訪問をさせていただいて、お話をしたりとかしていたのですけれども、後半については電話で安否確認とか体調確認というような方法でやらさせていただいたところであります。

定期的はこちらに来ていただいたものですから、確かに要介護状態というのですかね、レベルダウンしていくのが一番こちらとしても怖いということで、初めはそういった形での安否確認をさせていただいたのと、あと2回ほど文書で、こちらにあるのですけれども、よもぎ蒸しパンのレシピとか、健康体操の案内とか、あと脳トレなのですけれども、漢字の読み方等々を送らせていただいて、そういうものを自宅でやっていただければということをして2回ほどやっております。

この6月1日からは介護予防事業については再開させていただいておりますので、歌を歌うという部分は、1日以降に県から、それはちょっとまだ時期尚早という通達が来ましたので歌声喫茶については休止のままなのですけれども、それ以外の事業については再開させていただいております。

来ていただいている方のお体の状況もそれほど従来と変わらないのかなということでございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） これから徐々にだと思っておりますが、歌も非常に今まで好評で、幾つかグループに分けて行っているという話も聞きます。ぜひ、コロナに気をつけながら、3密にならない工夫をしながら、再開して行ってほしいと思います。

2番目の老化防止、介護予防というところから今年特定健診が中止となっていますが、塩尻の例なのですが、ぜひ村も何かの形で取り入れたらということで紹介したいと思います。

塩尻では、健康応援ポイント事業というので、ラジオ体操とか、いろいろな項目があって、それをやれば何ポイント、本当は特定健診が50ポイントあったのですが、毎日やった回数でポイント制にして、100ポイントになったら地域の商事業者などと結びついてクーポン券を出すという事業をやられているそうです。ぜひ山形でも健康維持のために、そういう一工夫しながら住民の健康と事業者への支援というのもマッチした形で取り入れたらどうかということで、提案させていただきました。

今まで確かに健康体操とかいろいろあったのですが、それは個人個人でやるという段階で、ほかには影響はなかったのですが、そういうところで結びつくという点でどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） うちの村も特定健診の受診率が低いということで、昨年に他所に視察等行かせていただいたところであります。今、塩尻市の参考例ということで伺いましたので、村としてやれることをしっかりこれから考えながら、そういった部分も参考にさせていただきたいということでお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） ポイント内容については違うと思うのですが、ぜひ取り入れて皆さんの健康づくりが楽しみになるような方向でやってほしいと思います。

それでは3番目の質問ですが、先ほど村長も言われたのですが、生活保護についてはないということで、私もちょっとお聞きしたのですが、6月1日で12件、1件増えていました。190万円です。それから総合支援事業は4件の225万円ということで変わりありませんでしたが、この緊急小口資金は非常に借りがやすく、無利子ですが、延滞金がかかるというお話をお聞きしました。本当に困って借りるのに延滞金で本当に返せるだろうかという心配があって、そこら辺の、どうしても駄目というときのための支援というか、もしそういうのを考えておられるようだったら、ぜひお願いします。

それから、生活保護申請はなかったのですが、マイサボさんにお聞きしましたら、住宅確保の相談が3件あったということで、これもコロナ相談と併せて失業してしまって家賃が払えないという例が出てきているようですが、そういう点からしても借りても元を払わなくてはいけないというのは、それは常識だと思うのですが、そこら辺

の支援策というか、どうしても駄目な場合に何か考えておられますか。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員、この件は社会福祉協議会の事業なのですけれども、どうしますか。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 窓口は社協になっているのですが、相談者が村民であって、困るのも村民だということで、そういう点で村として何か考えていったらというので、お聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） では、村長から答弁をもらいますか。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の生活困窮者の、本当に苦勞している方の話でありますけれども、こういう情報というのは行政として守秘義務もあったりということもあってなかなかつかめていないというのが実態であります。私自身もそのところをよく情報を持っていないというのが現実であります。

そういった中でありますけれども、このコロナの感染症のこういった状況の中で、ふだんコロナに限らずセーフティネットで守られていた皆さんがますます苦しんでいるという、そういったことだと思うのですが、先ほど課長からも言いましたけれども、民生児童委員さんとかそういったところからどういった情報をつかんでくれるかというところが一番大事なことだと思います。

また、そういった情報がありましたら、こういったケースはどうだとか、そういった具体的な話になりましたら、また個別にといいますか、具体的な対応を考えたいと思いますので、ぜひまたそういった情報がありましたら、お聞かせいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） それでは、4つ目と3つ目が重なるのですが、今日の信毎の社説にも生活保護の申請が4月に入って急増しているというところで、19市と県の福祉事業者への相談が550件あったというので出ています。

私がお弁当支援事業を通して非常に感じたのは、やはり一人親家庭の方が、比較的仕事が子育てやいろいろでなかなか正規に仕事ができずに臨時パートなどに行っていたときに、仕事がなくなってしまったという例も伺いました。そういう人たちに対しての絶え間ない支援が必要だなというのを感じています。

いろいろな制度で支援はあるのですが、それでもなかなかつかみ切れない部分があります。それからもう1つは高齢者で一人暮らしの人たちが、このコロナが終わってもまだ不景気も続くだろうし、困ったが続くというのが考えられます。そういう点でも新しい生活様式の中で、村長の考えとして、この村づくりの中で、そういうのをいれてどういうふうにやっていくかという構想なのですが、そのところをお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） これからの村づくりというところでありましてけれども、今まで経済も順調にというのですか、ある程度成長していくという、そういった過程でありますし、人口は減るだろうと。そういったいろいろな条件を加味した中で、これからの山形村の村づくりというものを考えてきているわけありますけれども、今回のコロナの感染症の拡大に伴って、世界規模のこれだけの経済の落ち込みということを考えますと、税収であったり、来年どうなるのだろうと思うと、想像がなかなかつかないというのが現状であります。

そういった中でありましてけれども、これからこういった小さい町村で生きていく道というのは、先ほど申し上げましたけれども、東京の一極集中のそういった流れの中から地方へいかに人を呼び込んで人口を増やしていくかということ、これはコロナ前から言われている、それぞれの町村が抱えている大きな行政目標であるわけですが、そういったものも先ほど違う議員さんからもご指摘ありましたけれども、例えばテレワークがもっと進めば首都圏にいなくても仕事ができるということであったり、子育てする環境を考えたり、いろいろなことを考えると、やはり地方の時代というのですか、こういったところがもう一度注目される価値が十分ある。またそれに魅力を感じられるような村づくりをしなければいけないということだと思います。

それと、高齢化社会でありますので、そういった福祉というものをどう考えていくか。それも健康寿命延伸ということもございまして、できるだけ元気で長生きをしていただくということも重要なことでもあります。

いろいろ総合的に考えてこれからの村づくりを行っていかねばいけないわけがありますけれども、いずれにしましても、コロナの後の村づくりというのは、もう一度ゼロから考え直す。違った条件で大変なことになったというところで、ではどうやるかということを実際に考えるということになると思います。

コロナの状況がもうしばらくしないと見通せないところですから何とも言えませんが、

今までの手法ではできない、そういった時代を迎えたということは認識しなければならないと思っております。

答弁になったかどうかはあれですけども、そんなことを考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 今、村長さんの答弁の中で、やはり農村を生かしての人口増なんかも組み入れられましたが、ぜひ山形方式というのですか、山形ならではのやり方も考え出していただけて、今後、コロナ災害と自然災害、地震災害がセットで来る時代で、そういう中でも生活弱者のところまで目が届いて、その人たちも生きられるというか、被害に遭わないような施策というのをぜひこれから考えていただきたいということで、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 質問終了でよろしいですか。

○2番（大池俊子君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 春 日 仁 君

○議長（三澤一男君） 質問順位4番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「オンライン授業（学習）の取り組みを」について質問してください。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 議席番号1番、春日仁です。「オンライン授業（学習）の取り組みを」ということで、質問させていただきます。

コロナ禍により、山形小学校では3月2日から5月末日まで、約3カ月もの長期休校となりました。小学校からは、プリント等々の学習課題が配布され、自宅での自主学習が余儀なくされましたが、保護者からは、学習の遅れを心配する声も多数上がっていました。

今後、新型コロナウイルス感染症の2波・3波といったことが懸念されております。また同じように長期の休校休業も考えられます。そのときには、プリントの配布による自宅での自主学習だけではなく、オンラインによる授業（学習）も必要だと考えます。そこで、このオンライン授業について質問をします。

1つ目、4月に山形小学校では、各家庭のネット環境についてのアンケート調査がありました。ネット環境が整っていない家庭の割合はどうだったのかお聞きします。

2つ目、「GIGAスクール構想」について。小学校校内LAN設置工事・パソコンの配線設備・1人1台端末などの進捗状況をお聞きします。

3つ目、今後、新型コロナウイルス感染症2波・3波による長期休校になった場合は、オンライン授業（学習）の導入が必要不可欠であると強く思うが、教育長のお考えをお聞きします。

以上、通告書に基づき、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「オンライン授業（学習）の取り組みを」についてのご質問にお答えいたします。

1番目のご質問の「4月に山形小学校では、各家庭のネット環境についてのアンケート調査がありました。ネット環境が整っていない家庭の割合はどうだったのか」について、お答えをいたします。

山形小学校は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から政府より出された3月2日からの臨時休業期間に加え、4月9日から緊急事態宣言により5月20日までの長期にわたり臨時休業となりました。この間児童や保護者の皆様には非常にご心配、ご不便をおかけしてまいりました。

臨時休業中、全国各学校の取組として、オンラインでの子どもたちとの連絡や授業を行っている様子が情報として入ってきました。

山形小学校としましても、子どもたちとつながる方法を模索するため、各ご家庭のネット環境やCATVの加入状況などについて、4月にアンケートを行いました。

その結果、ネット環境がないと回答があったのは15世帯でありました。

家庭数は367世帯で、未回答が30世帯ほどありましたが、他の地域の状況を参考にし、およそ1割ほどの37世帯が、ネット環境のないご家庭と捉えております。

続いて2番目のご質問の「『GIGAスクール構想』について。小学校校内LAN設置工事・パソコンの配線設備・1人1台端末などの進捗状況は」についてお答えをいたします。

「GIGAスクール構想」は1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一

体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもたちを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を目指すため、国の経済政策として予算化された事業であります。

新学習指導要領には「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の中でICTの活用や情報活用能力についても書かれており、ICTを活用して学習することが前提とされております。

ご質問の山形小学校校内のLAN設置工事については、今月中旬に入札を行い、年内に工事の完成を予定しております。また、端末につきましては、年度内に整備を完了する予定にしております。

次に3番目のご質問の「今後、新型コロナウイルス感染症2波・3波による長期休業になった場合は、オンライン授業の導入が必要不可欠であると強く思うが、教育長のお考えをお聞きします」についてお答えをいたします。

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導や、児童生徒同士の関わり合い等の共同的な学び合いの中で行われるという特質を持っております。こうした学校教育の特質を踏まえ、学校休業期間中であっても教育効果を高めた子どもたちの学びの保障に取り組んでいくことが必要と考えております。

子どもたちが、興味関心を持って学びに向かうことができるよう、様々な手段を講じていくことが必要であり、オンライン学習も有効的な学習支援の方法であると考えております。そこで、情報化教育の一層の推進に向けて、ハード面、運用面の両側面の環境整備を積極的に進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 引き続き質問をさせていただきます。

まず1つ目の点であります。約10%、1割の家庭にネット環境が整っていないということで、国でも予算がついております。各家庭への整備を支援するというところで、上限1万円ということについておりますが、今後こちらの家庭については全世帯というのですかね、ネット環境を整えていただくというような方針で進めていくということでしょうか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） ネット環境がないご家庭につきましては、今回の補正予算の中でも計上してありますけれども、モバイルルーターの貸出しによってネット環境を

整えていただくといった対応をしていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） そのように、各家庭の環境を整えていただきたいと思います。

次に「G I G Aスクール構想」でありますけれども、これはオンライン学習と全く別のもので私は考えておりますけれども、配信する学校側の整備、受ける家庭側の整備ということであえてこちらの質問もさせていただきました。

そこで年度内ということでありますので、こちらも国から前倒しで来ている事業だと思っておりますので、なるべく早めに整えていただきたいと思います。G I G Aスクールで何点か聞きたいことがありますので、伺いたします。

1人1台の端末についてであります。山形小学校の場合ですと小学校を卒業すると鉢盛中学校へ行くわけです。そうすると松本市、これは今井小学校です。朝日村の小学校、3校が一緒になります。鉢盛中学校も含めた形で端末の仕様、要はスペック等々もある程度一定のものといえますか、同一のものを使ったほうが一貫性があると思うのですが、その辺はどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 現実的には設置しようとする端末についてどういった内容のものを設置していくかというのを、4校で統一的に調整しているということはありません。ただ、OSをどうするかということは必要になってくるかと思っています。

小学校から中学校段階まで続くということを考えれば、入力をするということが必要になってくるものですから、入力のキーボードとしての機能を備えた端末というものを整備していく必要があるかなと思っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） タブレットを用意されるということで、大体松本市も、県下は大体統一されていると思うのですが、タブレットですと、使い方はメーカーが違っても大体中身は一緒だと思いますが、キーボード操作ができるとか、そういった細かい点はある程度統一性を持ってやっていただきたいと思います。

それからもう1点、これも保護者といいますか、全体の方に誤解が生じている部分もあるのですが、1人1台といった部分、貸与なのか学校での学習の教材としてのものなのか、この位置づけ、1人1台与えられてしまうのかということで、この辺が大分混乱されています。この辺のご説明をお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） G I G Aスクール構想自体がどんな背景から出てきたかとい
いますと、G I G Aスクール構想は令和5年度まで1人1台の端末を準備して授業を
展開していくというために、より加速化すると、授業実施を加速化していくためにG
I G Aスクール構想というのが緊急経済対策として令和元年度末に出てまいりました。

当初は教育情報化計画の中で、普通交付税の中に5カ年で児童生徒の3分の1の端
末を普通交付税の単位費用の中に積算して入れていきたいと思いますという事で計画をし
てきたわけですが、S o c i e t y 5. 0の時代を迎えるに当たって、より早く1人
1台端末の整備をしていく。それはなぜかという、探究的で深い学びを進めていく
ときに、ネット環境に接続した端末を使って、調べ学習等をする事によってより深
い学びにつなげていくために、早く準備をすることが必要だということが言われ始め
ました。これが緊急経済対策としてG I G Aスクールが考えられてきた背景にあった
という内容です。

そうしたことから、この1人1台端末を準備するという事は児童生徒にそれを貸
与して使っていただくということではなくて、授業の中で準備をしていく。それでよ
り子どもたちにとって有意義な学習へとつなげていく。そういった考え方になります。
だもんですから、貸与するということが基本的な考え方ではなくて、授業の中で、新し
い学習指導要領に対応できる授業の中で活用していくという考え方になっております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 分かりました。結構混乱されている保護者の方もいますので、
その辺はしっかりと私どもも伝えていきたいと思えます。

ではこのオンライン授業といった3番目の部分を質問させていただきたいと思いま
す。

長期休業になったときに、学校とのつながりという点で、このオンラインによる先
生と生徒のコミュニケーションが大切だといった印象を持ちました。ただし、ネット
環境が整っていないお宅はどうしたらいいかとかという点もございます。

2波・3波が来たときに各家庭もまだネット環境が整っていないという状況も考え
られますので、その辺も含めて質問させていただきます。

ネット環境が整っていない状態で2波・3波が来て、学校側が何らかの配信ができ
るような環境が整った状態では、全員のご家庭で受けられることはできませんので、
ある程度柔軟性を持って、今現在何ができるかということで、ネットが受信できない

ご家庭については学校に登校していただいて、先生による配信等を教室で受ける。これは密にならない状況ですので、家庭でネット配信を受けられるご家庭は家庭で生徒が受けるといったこともできるのではないかと思いますけれども、その辺は教育長、どう思われますか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 学校でそういった環境が見れる場所とすればパソコン教室がある程度、席を離れた中で対応できるのかなと思っております。

状況によっては、パソコン教室の開放ということも、こういったICTを活用した学習情報の発信という部分でいうと、必要性があるのかなと考えていかざるを得ないかなと思っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 全国でも公立学校では5%ぐらいしか今回のコロナ禍ではオンラインでの配信はできていなかったということですので、県内でもほぼ九十数パーセントの学校ではやっていなかったということになります。

ただし、私はこのオンラインによる授業といったものは、今回コロナ禍では山小ではできなかったわけですが、これはやっていなかったことですので、できなくて当たり前かなといったような印象がありますけれども、今後早い段階で避難訓練と同じだと思うのです。何らかの訓練を学校側から配信訓練、また各家庭においては受信する訓練ということで、訓練しないことには何も前に進まないと思いますけれども、その辺はどう思われますか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 小林教育次長。

○教育次長（小林好子君） 学校が休業になったところからオンライン授業とか全国で展開されたのを皆さん御覧になっていたというところもあると思います。

山形小学校では、先ほど議員から申されましたとおり、4月にアンケートを取った結果で需要もあるというところから、今現在ICT支援員というか、地域おこし協力隊の方にもご協力をいただいた中で、今、山形小学校として何ができるかというところで今現在皆さんがお使いになっているズームとかのアプリを利用したり、それからユーチューブなどの番組を作ってみたり、どんな形で子どもたちに配信ができるかというのを今検討している状況であります。

ですので、山形小学校として、どのような形で子どもたちとつながれるか、これからしっかり検討していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 支援員を置かれるということで、いいことだと思います。

G I G Aスクール構想の中にもスクールサポーターの配置ということで、国から2分の1の経費の支援があるわけですがけれども、この国の制度では2校に1名しか置けない。山形ですと1校しかありませんのでその辺はどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） G I G Aスクール構想の中のサポーター制度につきましては、ハードの面も含めて、導入時に支援をするために今回補助対象として制度が制定されているものです。

村で今考えていますICT支援員につきましては、活用の部分でどんなことができるのか。あるいは、先生たちの授業準備のお手伝いとして何ができるのかといったことに対応していくための支援員さんとしてお願いできていければいいかなと思っています。

ICT支援員さんにつきましては、普通交付税の単位費用の中に一部積算があると思いますので、こちら活用しながらと考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 分かりました。

オンライン授業がもしできる状況でありましたら、方法が2種類あるわけですね。学校側から一方的に録画したものを送る。あとはリアルタイムで先生と生徒がライブ配信によってやり取りができる方法とあります。

ただ、1年生から6年生ですと成長の段階もありますので、例えば1、2年生については録画したものを配信して、各家庭で保護者監督の下、それを視聴する。また3年生ぐらいから6年生まではリアルタイムでやり取りするといったような2通りの方法もあると思います。

私が一番、オンライン授業で思うことは、何も授業をする必要はないなど、今回このコロナ禍の中では思いました。オンライン授業をどうするかという質問とちょっと変になりますけれども。

例えば長期休業になったときに朝の8時半から約1時間から1時間半ぐらいホームルームとして配信をしたらどうかと。これによってどうなるかといいますと、子どもたちが規則正しく着替えをして、パソコンなり何なり受信する前に着く。中には上半

身だけ着替えて下はパジャマだったとかいうネットの裏話もあるそうですけれども、まずは規則正しく生活を送れるということで。それから後は学校の先生とのコミュニケーションが必ず取れる。こういった方法を私はまずは試みる第一歩かなと思います。その辺、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） そういうことだと思います。

子どもたちにとって何が大切なことなのかなと考えますと、学びに向かう力といえますか、そういった力を育てていくということがとても大事なことで、それが生活リズムをきちんと刻んでいくことによってついていく力の1つかなと。

（サイレン鳴る）

○議長（三澤一男君） お願いします。

○教育長（根橋範男君） 大事なことは学びに向かう力だと思います。それは生活リズムをきちんとつけていくことによってだんだんと育ってくるのかなと思います。

先ほど春日議員さんおっしゃったように、朝、先生と子どもたちが顔を合わせて、そこから今日の学びのスタートといいますか、スイッチが入るところでは、とても意義があることで、それによって子どもたちは単に学びのスイッチが入るだけではなくて、先生の姿を見ることによって、学校生活の喜びみたいなものも併せて生まれてくるということで、とてもそれは大事なことかなと考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 今回この長い休業を振り返ったときに、規則正しい生活というのが、突然のことでしたのでなかなか取れていなかったということになります。2波・3波ではそういった子どもたちが規則正しく暮らせる。もちろんこれは保護者の責任もあります。しかし仕事等でなかなか見られない部分もありますので、そういったことが一番大切かなと、私は感じております。

そこで、オンライン授業等々配信また受信ができるような状況になった場合、児童館ではどうするか。児童館に行っている子はどうするかということも考えられます。今後こういった施設、児童館にもネットの環境を整える必要があると思いますけれども、その辺はどうお考えかお聞きいたします。

○議長（三澤一男君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 小学校が休校になった場合は、朝からほとんど児童館で過ごすお子さんがたくさんいらっしゃいますので、そういう部分ではオンライン

授業ですとか朝のホームルーム的なものを家で見ることができないお子さんもいらっしゃるということが想定されます。その辺りも含めまして、教育委員会、小学校等も調整しながら必要に応じて整備等の研究をしたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） まずは今現在小学校で2波・3波に向かって何ができるかというのをまずは考えていただいて、指導していただける協力隊の方もいらっしゃるということですので、どうやったら配信できるか。今、山形小学校で何ができるかをしっかり研究していただいて、早い段階でまずは1回訓練をするといったことを行っていただきたいと思います。

そして同時にGIGAスクール構想もこれから進んでいくわけですがけれども、ひとつ子どもたちに伝えていただきたいといひますか、教えていただきたい。SNSを使って、時に人を死に追いやることもありますし、どうしたら正しい使い方であるかといったような部分も含めて、こういったものの取組をしていただきたいと思います。

1つ目の質問については終わります。

○議長（三澤一男君） 1項目めはよろしいですね。

○1番（春日 仁君） はい。

○議長（三澤一男君） 次に、質問事項2「更なるコロナ対策・支援を」について質問してください。

春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 「更なるコロナ対策・支援を」ということで、質問させていただきます。

今後、新型コロナウイルス感染症の2波・3波が懸念されています。特に、インフルエンザの流行期と重なった場合は、医療機関での大混乱が予想されています。この混乱を少しでも回避するためにも、インフルエンザの予防接種が必要だと考えます。しかし、今回、このコロナ禍により減収になっている世帯もあり、予防接種代は家計を苦しめることも予想されております。

そこでコロナ対策として、インフルエンザの予防接種に対し、村として何らかの補助が必要だと思うが、村長のお考えをお聞きします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 春日仁議員の２番目の質問でございますが、「更なるコロナ対策・支援を」のご質問にお答えをいたします。

「インフルエンザの予防接種に対する補助について」であります。昨年の１２月議会において大池議員からもご質問を頂いております。その際には、ワクチンの有効性の向上に変化がない限り、当面は補助制度を設けないという答弁をしてあるところでございます。

現在も発病予防、発病後の重症化予防に対しては、一定の有効性が認められてはおりますが、確実なものではないという状況であります。

今年の現状では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、医療機関の負担は、大変大きなものとなっております。村の検診関係においても、当初予定した集団検診を個別検診に移行させざるを得ない状況であります。今後ますます負担の増大が予想されるところであります。

また、コロナ禍により減収になる世帯の増加も見込まれ、予防接種をしたくてもできないという家庭も多数出ることも考えられます。

現在の状況が例年とは著しく異なっていることは承知しておりますので、インフルエンザ予防接種の補助制度を設けた場合に、医療機関においてはどのような影響が出るか、また、コロナ対策としてどのような効果があるか、できるだけ早い時期に結論を出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○１番（春日 仁君） 引き続き、質問をさせていただきます。

インフルエンザの有効性ということで、以前からも、何人かの議員から質問の回答の中では有効性ということで、約６割程度ということになっております。

ある医師のネット上での話を私は見たわけですが、例え有効性が６割近くであっても、６割に満たないぐらいであったとしても、コロナとインフルエンザとは区別をつける必要があるといった話が載っておりました。有効性がないからといって、今年度インフルエンザの予防接種をしないご家庭が増えてしまえば、それは医療現場としても困るというような内容の記事でありました。

何が困るかといいますと、例えば我が子が、幼い子が熱を出したと、３８度以上あって、果たしてすぐ病院に行っているのかどうかというのは今の状態ですとはっきりしないわけです。まず保健所に電話しなくてはいけないのか、医療機関に電話しなく

てはいけないのか。医療機関ではどういう対応をすべきか。保健所ではどういう対応をするのか。治療が遅れば遅れるほど、幼い子ですとインフルエンザ脳症ですとか、ある程度年齢が行きますと通常の肺炎になったりします。

こういったことを考えても、有効性は6割程度であっても、それでも6割の方がコロナとインフルとの区別がつけられるのならば、インフルエンザの予防接種といったのは受けるべきではないかと、私の考えであります。いま一度村長にお聞きいたします。どう思われますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） この新型コロナウイルスの感染症とインフルエンザとの両方が併発するというようなことも言われておりますし、この新型コロナウイルスがどういうものかというのがまだ十分分かっていないものですから、非常に不安も多いわけでありまして、対策にも有効なものが打ち出せないでいるということだと思います。

今、議員ご指摘の、この冬もし仮に、両方が蔓延するという事態になったら、医療機関の現場もそうでありまして、大変なことになるということも予想されます。

極めて専門的な判断も必要なことになると思いますので、それぞれ医療機関とも相談をしながら、どういった対策をするべきか、コロナ対策の一環としても考えなくてはいけない問題かどうか、また慎重に検討をして、早い時期に夏、お盆前後には結論を出していきたい。そんなふう考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） これについては、まとめに入りたいと思います。

以前、村長は必要などころに必要な支援をしてきたいといったような話がありました。ずっと新聞報道等々を見てもみると、こっこの自治体ではどんな支援がついた、こっちはどんな支援がついた、山形村ではどうなんだ、いろいろな意見があります。しかし、村長の言葉の中に、必要などころへ必要な支援をするといったことで、まさにこの冬、インフルエンザ予防接種については大人2人、子ども2人で、通常接種を受けますと1万5,000円以上かかってしまう。そして収入も減っているご家庭もあるといったようなこと。またインフルエンザ予防接種の支援がもしあるならば、村民皆さん全員に対しての支援にもなります。

そんなようなことで私は今回このような質問をさせていただきました。

以上で、私からの質問を終わりにします。

○議長（三澤一男君） 質問は終了でよろしいですね。

○1番（春日 仁君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で春日仁議員の質問は終了しました。

ここで、質問順位5番、小出敏裕議員の質問に入るわけですが、ここで本会議を休憩します。午後1時まで休憩します。

休憩。

（午前11時42分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、ただいまから本会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（三澤一男君） 質問順位5番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項「新型コロナウイルス流行時における複合災害について」を質問してください。

小出敏裕議員。

（11番 小出敏裕君 登壇）

○11番（小出敏裕君） 議席番号11番、小出敏裕でございます。本日は「新型コロナウイルス流行時における複合災害について」、避難所を中心に質問をしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、4月16日に緊急事態宣言が発令され、大きな犠牲を払いつつも感染者数の減少により、5月24日には緊急事態宣言が解除されました。

このウイルスは、1918年から流行したスペインかぜと同じく感染拡大を繰り返すと見られ、今後第2・第3波の流行が想定されています。事実、北海道や北九州市では、新型コロナウイルス感染者の増加が見られ、第2波ではないかと言われてもいます。

また、4月22日に長野県中部（長野・岐阜県境）を震源とした地震は、有感地震の頻度は減少しておりますが、現在も続いております。さらに昨年襲来した台風19号による千曲川の堤防決壊などの災害は記憶に新しいところであります。

幸いにも当村においては、これらの自然災害による被害は皆無か微少でありましたが、自然災害はいつ襲ってくるか分かりません。特に本年は、地震や土砂災害などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症による複合災害に備えた対策が必要と考え、以下の質問をさせていただきます。

1番、新型コロナウイルス対策用品の備蓄状況をお示してください。

2番、自然災害により避難所の開設が必要となった場合、避難所における新型コロナウイルスに対する何らかの対策がありましたらお示してください。

3番、新型コロナウイルス感染症を想定した、複合災害に対する避難訓練の予定はありますか。

4番、3密を避けるなどの理由で避難訓練を行わない場合、避難所での生活方法をどのように村民に周知させますか。

以上、4点について、ご答弁をお願いします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員の質問にお答えをいたします。

「新型コロナウイルス流行時における複合災害について」のご質問であります。1番目の質問であります「新型コロナウイルス対策用品の備蓄状況」についてということでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、次亜塩素酸ナトリウムやアルコール消毒液といった消毒液類とマスクを備蓄しております。また、今後の計画としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、体温計や嘔吐物処理剤、防護服やゴーグル等も整備していく予定でございます。

2番目のご質問であります、「自然災害により避難所開設が必要となった場合の避難所における新型コロナウイルス対策は」についてであります。全国的に新型コロナウイルス感染症患者が増えていった中で、県境を震源とする地震も頻発し、避難所での感染症対策について、懸念された方も多くいらっしゃったのではないかと思います。避難所で感染者が出た場合や、濃厚接触者が避難所に避難してきた場合、3密

の回避を行いつつ十分な換気ができる場所の確保、あるいは専用スペースの確保が必要であると考えておりますので、テントや間仕切り、消毒液などの整備を進めているところでございます。

また、災害時に自宅が危険であれば避難しなければなりません。もし自宅が安全な状況であれば、3密を避けるためにも自宅にいたることがよいと思います。そのためには建物の耐震対策などを行い、自宅を災害に対応できるようにすることやハザードマップにより土砂災害警戒区域などを確認しておくことも大切なことだと思います。

感染症の蔓延する中での、大規模な自然災害への対処法は、自宅の災害対策強化と分散避難を想定しておくことも必要だと思います。

3番目の質問であります、「新型コロナウイルス感染症を想定した複合災害に対する避難訓練の予定」についてであります。今年度の総合防災訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と同様程度に行うことは難しいと考えておりますが、区長の皆さんと協議した中で、このような状況でもできる内容を検討していきたいと考えております。今後、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症拡大下での自然災害の発生も想定した防災訓練を検討する必要もあると思います。

4番目の質問であります「3密を避けるなどの理由で避難訓練を行わない場合、避難所での生活方法をどのように村民に周知させるか」というご質問であります。今年度の防災訓練の可否、訓練の内容については、区長の皆さんと協議してまいりますが、もし仮に防災訓練を行わないことになりましたら、村としては広報等で村民の皆様へ避難時の注意点や避難所での生活、防災情報を発信していく予定にしております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ご答弁ありがとうございました。

私、最初に伺いたいのですけれども、備品はどういうものがあるか、これから購入するものはどんなものかということは今お話を伺ったのです。

現実として、例えばマスクは大体がサージカルマスクですね。それからエタノール、次亜塩素酸ナトリウムの溶液と言われたのですが、それはどの程度あって、それが計画的に今の状態であればどの程度までもつかというのが分かっている範囲で結構ですけれども、お話しいただけますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） サージカルマスクにつきましては、およそ1万枚ちょっとの在庫がございます。

それから、手指消毒薬については現在発注がなかなか難しい状況でありますので、発注が整い次第といいますか、発注が受けられる可能性になり次第整えていくという状況にしております。これがおよそ800ccでしたかね、そういうタンクで20本分程度の詰替えの在庫がございます。

それから次亜塩素酸ナトリウムにつきましては、20リットルのタンクでおよそ10本程度は在庫をしている状況であります。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 同時に聞けばよかったですけれども、体温計は後で購入されるというようなお話でございましたけれども、現実として非接触型の体温計はあるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 非接触型の体温計につきましては、今回既決予算の中で用意したものがございます。それが11本。今までのものも含めて、12、3本は用意してございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 細かい数字で大変恐縮なのですけれども、先ほどの中のエタノール、手指消毒用のアルコールなのですが、これは800ミリリットルのポリのものだと思うのですけれども、それで20本はあるということですよ。そのほかに幾つかこれから納入する予定があると解釈してよろしいですか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 現在の備蓄がある中で20本くらいはあるというものでありまして、今後さらに注文が受けられるようになり次第、業者には注文していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 新型コロナウイルスですけれども、長期化するということも前もって分かっているような状態なんですね。そうしますと、備蓄するものを定期的に購入するルートというのは完全に構築されていますか。それともこれからどここのメーカーと契約を結ぶとか何かそういう話になっているのですか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 手指消毒液につきましては、現在注文がなかなか受けられない状況であるということからも、ほかの様々なチャンネルを使っての入手方法というものを今探しているところであります。

それから、次亜塩素酸ナトリウムにつきましては、村内にお住いの方の会社からも無償で提供いただけるといったお声がけを頂いておりますので、そういったところをお願いしていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） それで、今の備蓄してあるものは結構なのですけれども、これから新しく避難所を作るときに必要なものとか、それから実際に感染者が出た、濃厚接触者が出たというときを想定して、先ほどの村長のお話の中で、フェイスシールドだとか、ゴーグルだとか、それからあと間仕切り、ああいうもののお話が出たのですけれども、それはこれから検討するのでしょうか。それとももうこれは購入するという想定の下でのお話なのか伺いたいです。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） フェイスシールド等、万が一庁内等で発生した場合の消毒に関する衣服等については、一部購入済みであります。そのほかにつきましては、避難所で使用が想定される間仕切り等については、これから購入していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 着実に購入をするとか、いろいろな備蓄をそろえるという方向が、実際に今のお話の中では見えますので、それを積極的にしていただきたいと思っております。

これからがあと第2波というのがもしかして冬になってきたりすると大変ですので、冬何カ月かある中で完全にというわけではないのですけれども、大丈夫だよというぐらいは、余っても腐る物ではありませんので、用意していただければいいかなと思っておりますので、お願いします。

次に、2番目の質問についてなのですが、よろしいでしょうか。

対策というか、先ほど百瀬章議員でもお話があったのですけれども、長野県で実際に避難所を開設するときの運営マニュアルの指針というのが本年の5月26日に出しております。

その中に幾つか気になるところがありますが、まず問題になるのが実際に避難所、

これは山形村に避難施設として11カ所、それから福祉の避難施設として保健センターの1カ所、それからあと、小学校のグラウンドとトレセンのグラウンド、これは避難地ということで、要は一般的に言われている避難場所というところなのですが、それがあるのですけれども、このマニュアルに沿って実際に何人そこにいることができるかというのを計算してみたので、今お示しします。

ちなみに、運営の指針によりますと、1人当たり2メートル四方、つまり2掛ける2で4㎡が必要であると。それを基にして計算したところ、避難施設11カ所、これは全部トータルしてしまったので、厳密ではないのですが、総面積で8,520㎡。そして収容人数を、4㎡必要だと計算しますと、これが2,130名。それから福祉避難施設が3,212㎡。収容人数が803名。

ところが実際に山形村の中で出ている数字というのが避難施設で3,035名。福祉避難施設で1,144名。これをトータルしますと実際の数字よりも何と4,179名不足するというところに、計算上はなるのです。

そうしますと、実際にそこに入れない方というのはたくさん出てくるわけなのですが、そうすると今あるこの11プラス1のトータル12施設、それ以外のところに分散してやるだけのスペースがあるかどうか。それについて伺いたいです。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 避難所につきましては、難を避ける場所でありまして、そもそも自分の家なりが安全であればそこに、避難の勧告等が出た場合であっても、安全な場所であることから、避難所に必ずしも行かなくてもいいという安全対策マニュアルというものが県から出ておりまして、そういうような物の言い方によって変わってきております。

それからしても、必ず村の人口分の避難所を、避難収容可能人数として用意するということはそもそも不可能でありますし、そういった県からの安全対策マニュアルの見直し内容からしてもそういった内容で村としては整備をしていく、そういう考えを基に整備していけばいいのかなと考えております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今の総務課長のお話ですけれども、それは十分に分かるのです。何で私が聞いているかといいますと、自然災害は種類がたくさんあるではないですか。例えば土石流のような場合とそれから地震のように強烈にドカンと来るやつ。そうするとそれぞれについて1つ1つ対策を細かくする。それが確実に来るとは分か

らないです。今実際に山形村ではそんなにない。ここのところ私が引っ越してきてから大きいものは見ていませんので、そこら辺はある程度安全な村だとは思っておりますけれども、もしかして牛伏寺断層が震源となった場合に、被害は甚大になるのではないかと思います。そうすると、最大のものを想定したものも必要かなと思うわけです。

それで、県の指針を見ていきますと、実際に今まであったところ、避難所と想定している以外の場所、例えば先ほど学校の部分と言いましたけれども、それについてはグラウンドだけを想定している避難場所、そうすると学校の中の教室というのも有効にできると思うのですけれども、教室を使うというのは非常にいろいろな障害があるのかどうか、お答えいただけますか。

○議長（三澤一男君） 学校施設を避難所として使えないかということですか。

○11番（小出敏裕君） そうです。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 現在のところ、小学校の教室を避難所として指定をしておりますが、コロナウイルスですとか感染症対策の関係で、より多くの方が、とか、隔離する、感染の可能性のある方を、そのほかの方と分けて利用していただくということを考えると、より多くの避難所、避難場所を指定していくということも、これからは考えなくてはいけないのかなと考えます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひともなるべく、ぜひともなるべくって何かおかしい表現で申し訳ないのですが、そういうところも想定して計画を練ってもらいたいなとそのように思います。

それから、防災計画の中に複合災害を想定した文言が出てきます。この場合の複合災害というのは恐らく地震と風水害、そういうものが合わさったような複合と私は理解して、今回のような感染症の部分は出ていないとは思うのですけれども、その中に机上での訓練を実施して、災害ごとの対応計画を見直すと明記されているのです。これについて防災計画をもう一度見直すということは考えてらっしゃいますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 村の地域防災計画につきましては、現在、繰越しの事業になるのですが、見直し作業を行っているところであります。

ここに来て改めて感染症対策に関しての計画というのも上がってきておりますので、

でき得れば今年度の今回の見直しの中に入れていければと考えておりますが、何分ほとんどでき上がりつつある状況でありますので、感染症対策についての見直し部分というのは検討中であります。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今、実際に言われているのが、避難所の数を増やしたり、学校では体育館以外の教室を利用するとか、つまり避難所のスペースを確保してもらいたいというのと、それから消毒液などの備品を整備するということ。それからさっき村長がおっしゃいましたけれども、避難テントなどを活用して、ただ避難テントだと冬場は無理なのですが、夏場であれば十分に活用できると思いますので、そこら辺もトータル的に考えて、これからの新型コロナウイルス感染症に対する対策としていただきたいと思います。

では、続きまして3番のことについて伺いたいのですが、新型コロナウイルスというのはこれからも感染を繰り返す。そのように想定されております。先ほども何回も言っていますが、当村においては避難を要する自然災害は一見無縁のように感じますけれども、自然災害はいつ起こるかというのは分かりません。去年の台風19号の場合は、避難施設に8名の方が自主的に避難されておる。そういう状況もございます。緊急事態宣言が解除された後、新しい日常生活様式が求められる昨今において、新型コロナウイルス感染症を想定した複合災害に対する避難訓練は、ぜひとも机上の訓練ではなく、実践を伴った訓練を行っていただきたいと思うのです。

先ほどの答弁の中で、区長等と相談をして協議をしているということだったのですが、これは早急に避難訓練を、何らかの形で結構です。別に9月の最初だとか、そういうことでなくて結構なので、ある程度新型コロナウイルスが落ち着いたような状態、今はこの中で落ち着いているかもしれませんが、そういうことであればそれも含んでやってもらいたい。

そのためには、先ほど課長がおっしゃったのですが、災害計画を策定して、それによる運営マニュアルも策定して、それができたときでいかがかと思えますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 複合災害の防災訓練ということで、ご提案を頂きましたので、区長とも諮りながら、進めていければと考えます。

それから、コロナの落ち着いたところでこういった訓練も、机上ではなく、実際の

形に近づけられるような形で行っていく機会が、9月の防災訓練のとき以外にもでき得ればそういった場面も必要かなと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひとも訓練というのは実施していただきたいと思います。

それで、テレビなどを見ますと、複合災害時に3密を避ける分散避難、それから災害が軽微な場合は自宅避難をしたほうがいいのか、そうしなさいというようなことが連日報道されております。ですので、村の方も知識としては理解されていると思うのですが、一方、感染を予防するにはどうすればいいか。つまり、避難所における感染予防です。

それから、避難所で感染が起ってしまったときに、どのように行動すればよいかということは、避難所の管理者、言い方が正しいかどうか分かりませんが、避難所を管理する、これは村の方だと思うのですが、村の役場の方ですよね。それから避難している、個々に任されるのが実情だと思うのです。

そのために、完全ではないにしても、実際に体験することに意味がある。今、課長から言われましたけれども、そういうことをしましよというお話を頂きましたので、村長に伺います。村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 仮にご指摘のコロナウイルス感染症の第2波が来て、感染中に自然災害が発生したということも想定しなければいけないということは、おっしゃるとおりだと思いますし、またそれに備えた訓練もしなければいけないと思います。

それと同時に、今、終息に向かいつつあるというときで、これから経済なり日常生活をどう取り戻していくか。またそれも考えなくていけないということでもありますので、何を優先するかということになると思うのですけれども、この複合災害における話も重要なことでもありますので、それは十分検討しながらと思います。

何をやるかということが重要になってくると思いますけれども、いろいろなことを想定する中で、仮にもし訓練ができないとすれば何をやるか、そんなことも検討しながら、この秋から冬にかけて、もう一度考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 実際に訓練を、状況を見ながらしていただけるというお話を頂きました。

最後の質問についてなのですけれども、今、避難訓練を行えるかもしれないと私は理解したのですが、行えなかった場合、その場合に避難所でどういうふうに暮らしたらいいかということを知ることが十分に理解できるような方法というのは、先ほどのお話では広報とか、というお話だったのですが、広報というのは字を読まなくてはいけませんよね。それと小さい字がたくさん書いてあるので、それであれば今、村全戸で視聴ができないとは思いますが、YCSを使って、それで視覚で訴える方法というのは何か考えの中にございますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 現在のところ、具体的にYCSを使って映像によってそういったものを周知していくといったようなことは考えておりませんが、提案を頂きましたので、そういった内容で、できるだけ分かりやすく、こういった内容を伝えられるような方法を研究してまいりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） さっきテレビ等と、私、申し上げたのですけれども、フレイルの対策として、運動のことが出ておまして、実際にYCSでそれをやると。それをセットにすればいいとか、改めてそういうものを作らなくても、何らかの形で視覚に訴えるということはいろいろできると思うのです。

それから、そういうものというのは例えば運動であれば、お年寄りが運動した後に見る。または運動する前に見る。若い人たちはどうするのかということだと思っておりますけれども、若い人には若い人なりの何かを作って、それとセットでやるとか、そういうことをひとつ考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） ありがとうございます。いろいろな面からいろいろな方法を検討していければと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 何回も何回も、私は申し上げているのですけれども、災害はいつ起こるか分からない。起こってからでは遅いということが昔から言われています。

ですので、今のものを形にして、ぜひとも村の人たちに、こんなふうに生活すればいいのだよ、こういうときにはこういうものなのだよと。場合によっては各区でそういうものができて、お年寄りたちが、若い人もそうですけれども、3密にならない程度で周知させるというのも1つの方法ですし、それからもう1つ言い忘れましたけれ

ども、ホームページを新しくしていますので、若い人たちはその中を見てもらうような形も1つの方法かなと思います。

時間ものしてきましたので、まとめに移らせていただきます。

今回の一般質問の内容なのですけれども、緊急のものとはではないと思います。しかし、1995年の阪神淡路大震災のときに、避難所でインフルエンザがはやりました。実際に何人の方が亡くなったかという、インフルエンザ関連で300名以上の方がそのときに亡くなっています。数としてはそんなに多くないという指摘もありますけれども、その後に発生した東日本大震災それから熊本の地震でも感染者が出ております。世界には実際に未知のウイルスの存在が示唆されておりまして、実際にインフルエンザウイルスを取ってみても2009年に流行した新型インフルエンザ、それから鳥インフルエンザなどの発生がこれから危惧されているところであります。

当村におきましても、今のところ土砂災害に見舞われるリスクは低いかもしれませんが、牛伏寺断層に伴う地震災害のリスクは決して低いものではないと思っています。

以上を踏まえて、避難所における感染症対策を熟考していただきたく、質問をいたしました。これから新しい生活様式が始まりますけれども、実際には始まっているのですけれども、その中で村民の健康並びに経済の復興を願ひまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 質問は終了でよろしいですか。

○11番（小出敏裕君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で小出敏裕議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の一般質問の日程はすべて終了しました。本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午後 1時37分）